

第4回郡山市学校教育審議会・特別委員会 議事内容

日 時	平成31年1月31日（木） 午後1時30分～3時30分
場 所	郡山市役所本庁舎5階 教育委員会室
出席者	【委員：7名】 富田孝志会長、堀田隆委員、佐藤百合子委員、平塚康晴委員、辻正弥委員、西園敏弘委員、大平泉委員 ※欠席者：大和田野芳郎委員、國分球子委員 【特別委員：6名】 富田孝志委員長、堀田隆委員、佐藤百合子委員、平塚康晴委員、宗像金三委員、橘文紀委員 【事務局：16名】 小野義明教育長、野崎教育総務部長、早崎学校教育部長 外

1 開 会	
事務局	第4回郡山市学校教育審議会を開会する。協議事項の（1）郡山市立学校通学区域の変更及び指定についての協議終了後、特別委員会に移りたい。
2 教育長あいさつ	
教育長	大平第一町内会から要望書が提出され通学区域の一部変更や新たに宅地化された地区の学区指定について検討する必要がある、12月教育委員会定例会において、学区の指定や変更について学校教育審議会に意見を求めることとした。 義務教育学校・西田学園が昨年4月に開校し、間もなく1年となるが、1学期末に実施した児童、生徒や保護者、教職員へのアンケートの結果、児童、生徒は、「1年生から9年生までが一緒にいると学校が楽しい」教職員からは、「年齢の違う児童、生徒の交流で豊かな心が育成されていると感じる」「高学年児童の社会性が育まれる」などと答えており、義務教育学校に移行した成果が少しずつ表れていると認識している。

	本日は、「郡山市立学校通学区域の変更及び指定について」や「今後の郡山市立学校の学校規模・学校配置のあり方について」の提言（案）について、御協議いただきたい。 本市としても、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されることが望ましいと考えており、地域の実情に応じた教育環境の整備が推進できるよう、的確かつ柔軟に対応していきたい。
3 協 議	
事務局	欠席した委員は2名で、出席委員は過半数を超えているため、郡山市学校教育審議会条例第6条第2項により会議は成立していることを報告する。また、議事は会長が議長となり進めていただく。
議 長	事務局から（１）郡山市立学校通学区域の変更及び指定についての説明をお願いする。
事務局	【（１）郡山市立学校通学区域の変更及び指定についての説明（資料）】
議 長	初めに「芳賀小学校の通学区域から緑ヶ丘第一小学校の通学区域へ変更する地域」の件を協議します。
委 員	資料別紙１の白抜きの所があるが、これは飛び地なのか。
事務局	飛び地である。この地域には現在５世帯があり、今回申請があった町内会に古くから加盟している世帯がある。
委 員	緑ヶ丘第一小学校に学区が変更になっても通学距離が極端に長くなるとか、そういうデメリットはないのか。
事務局	住んでいるところにもよるが、通学距離は変わりがないので、保護者の送迎の負担はないことを確認している。
委 員	地域の町内会からの要望でもあり、芳賀小学校から緑ヶ丘第一小学校へ変わることは問題ないと思う。

議 長	委員各位が変更することについておおむね妥当であると判断し、「変更する」ことについて委員に諮ります。 委員から「異議なし」の声があり、緑ヶ丘第一小学校の通学区域に変更する答申内容としたい。
議 長	次に「郡山市喜久田町字前北原地区の通学区域の指定について」の件を協議します。
委 員	富田東小学校の人数を減らすために話をしている中、富田東小学校を指定して大丈夫か。
事務局	12月の教育委員会定例会でも、「富田東小学校に隣接区域選択制を取り入れている中、富田東小学校を指定することについてはいかがなものか」という意見があったが、就学児童がいるか、またはその児童が全て同じ学年になることを想定するものではないと考えている。
委 員	今回は赤い部分の話だが、その左側の肌色の部分を準特殊地域にしたいということか。
事務局	この肌色の部分は、町内会からの要望で富田東小学校も希望校にして欲しいという要望があり、過去に準特殊地域として指定した経緯がある。 北側の緑の部分は住宅化され附番された時に、富田東小学校の学区に指定した経緯がある。
委 員	保護者の立場で考えると、学校が近いところで子どもが安全に通えるところが良いと思うが、今後、田が宅地になる可能性もある中で周囲の田が宅地化された場合、学校を作らなくて大丈夫か。
事務局	規則を改正案の作り込みの中で、前北原の地区内で宅地開発があっても今回許可した番地以外は喜久田小学校の学区に指定する方向で検討している。
委 員	富田東小学校の児童数を減らそうという動きの中で、あえて富田東小学校の学区を増やすという合理性はどのように考えるのか。

	また、前北原地区と同じように学区が未設定であって、今後、富田東小学校の学区に入れないとまずいというようなところはあるのか。
事務局	富田東小学校の隣接区域選択制とこの地区に住むであろう子どもたちの通学距離や通学の安全性を考えると、富田東小学校の過大規模という現状を除けば、富田東小学校とすることが、ベストであるとする。富田東小学校を指定し、受入が困難な時は、整合性の取れるような形で学校再編等を含めて検討が必要と考える。 学区が未設定で富田東小学校にいなければならない地区は、この地区以外はない。
委 員	肌色の準特殊地域の児童は、喜久田小学校と富田東小学校のどちらに通っているのか。 また、赤い部分の北側が富田東小学校に指定された時、なぜ、赤い部分が指定されなかったのか。
事務局	準特殊地域の児童は、町内会活動や子ども会活動に支障があるということで、準特殊地域に指定した経緯あり、おおむね富田東小学校に通っている。 北側が指定された当時、赤い部分は田んぼで住宅が建っていなかったので、指定にならなかった。
委 員	保護者から見て、この土地を買ったらもちろん富田東小学校を希望すると思う。安全に通えるのは富田東小学校だと思う。
委 員	このすぐそばに住んでいて、子どもは富田東小学校だった。 この地域に住んでいる者にとって、今回申請があったところだけ別の学校というのは、やはり違和感がある。隣接区域選択制もできたので、こういう制度も使えることを説明することが重要ではないか。
議 長	委員各位の質疑等を踏まえ、「喜久田町字前北原地区の通学区域は、富田東小学校を指定する」ことについて委員に諮る。 委員から「異議なし」の声があり、富田東小学校を通学区域に指定する答申内容と

	したい。
議 長	特別委員を入室させ特別委員会の開会を宣言する。 事務局から（２）今後の郡山市立学校の学校規模・学校配置のあり方についての説明をお願いする。
事務局	【（２）今後の郡山市立学校の学校規模・学校配置のあり方についての説明（資料）】
委 員	今後の郡山市立学校の学校規模・学校配置のあり方についての基本方針案が、本日委員各位に承認された場合、どういう形で教育委員会に提出するのか。
事務局	承認されたものは教育長の決裁後、教育委員会定例会に諮り、本市の「学校規模・学校配置のあり方」の基本方針とするものである。
委 員	教育委員会の基本方針とし、外部に説明することになるのか。
事務局	説明していきたい。
委 員	５ページ「（３）休校となった学校の対応」は以前から３年ということだが、休校から統合し、廃校という流れは、郡山市公共施設等の総合管理計画の中に定められているのか。 また、廃校となった施設は、どのような扱いになるのか。
事務局	基本方針案では休校が最大３年までということで４年目はなく、統合、廃校という流れである。 廃校となった校舎は、教育委員会の財産から郡山市の財産に移り、再利用は公有資産マネジメント課が、施設の活用を検討することになる。
委 員	４ページ７行目後段「特認校制度による通学区域の弾力的運用により、大規模校からの通学を可能にすることも検討していく」とあるが、２ページの大規模校の規定では、小学校は１校しか該当にならないので、今年度の弾力的運用の該当校とは違うので、大規模校という表記で良いのか。
事務局	今年度は 19 学級以上なので、「準大規模校・大規模校・過大規模校からの通学を可

	能にすることも検討していく」に改めたい。
委 員	学校の運営コストからの観点があってもよいのではないか。
事務局	本市が、公共施設等総合管理計画を策定したということは、コストを考えてのことであり、本文に「コスト」という文言はないが、長寿命化というのは当然コストを考えてのことである。
委 員	学校規模・学校配置のあり方が、児童生徒数からの観点だけでなく、将来、学校の質で学校が選択できる時代が来た時のためにも、「教育委員会が学校の質をどう高めるか」という事にも配慮しながら、学校規模・学校配置のあり方を進めていく」というような一言があっても良いのではないか。
事務局	西田学園、金透小学校そして隣接区域選択制のように、柔軟に就学できる方向に踏み出していることでもあり、委員の意見を盛り込みたい。
議 長	本日の意見を事務局案に加えるということで、出席委員の了承を得て、審議を終了した。
議 長	審議が終了したので議長職を解かせていただく。
4 その他	
事務局	な し
5 諸連絡	
事務局	本会議終了後、特別委員には平成 30 年度地域を生かした教育環境パワーアップ事業の事業評価・検証をお願いしたい。
6 閉会	
事務局	以上をもって、第 4 回郡山市学校教育審議会・特別委員会を閉会する。